国家公務員・地方公務員の皆さまへ



2026年12月（2027年1月引き落とし分）から

iDeCoの拠出限度額が大幅アップ！

iDeCoの拠出限度額が引き上がり、公務員の拠出限度額（月額）が
これまでの**20,000円**から**54,000円**※に**大幅アップ**します！

※国家公務員・地方公務員の拠出限度額54,000円 ＝ 62,000円（拠出限度額）－8,000円（共済掛金相当額）

iDeCoの3つの税制優遇

掛金が
全額所得控除
例）毎月2万円ずつ拠出した場合、年間7万2千円の節税効果、毎月5万4千円ずつ拠出した場合、年間19万4千4百円の節税効果（いずれも所得税20%、住民税10%の場合）

運用益も
非課税で再投資
通常の金融商品の運用益は、源泉分離課税がかかりますがiDeCoの運用益は非課税で再投資されます。
※運用資産には、別途特別法人税が課されますが、現在課税は停止中。

受け取る時も
税制優遇措置
年金として受けとる場合は「公的年金等控除」、一時金の場合は「退職所得控除」による優遇措置。

iDeCoへの加入をご希望の場合

- iDeCoの加入手続きは、運営管理機関（金融機関等）で行います。
- iDeCo公式サイトをご参照の上、運営管理機関へお問い合わせください。

iDeCo公式サイト（運営管理機関一覧）

iDeCoの掛金額の変更をご希望の場合

- 拠出限度額の引き上げにあわせて、掛金額の変更を希望される方は手続きが必要です。
- 2026年12月分（2027年1月口座引き落とし分）からの掛金額変更については、2026年9月頃からの受付を予定しております。
  詳細は加入しているiDeCoの運営管理機関にお問い合わせください。
  なお、e-iDeCo（iDeCoのオンライン手続きサービス）では、2026年12月1日～24日の間に手続きが可能です。

e-iDeCo サービスサイト

※手続きの内容により、2026年12月分（2027年１月口座引き落とし分）の掛金額変更に反映できない場合があります。
※e-iDeCoの利用可否は加入している運営管理機関によって異なります。
※一部の地方公共団体職員の方は、e-iDeCoを利用できない場合があります。2026年12月分から掛金額の変更を希望される方は、加入している運営管理機関へ早めにご相談ください。



より豊かな老後生活を送るために、税制上のメリットが大きい
iDeCoの活用を検討してみてはいかがでしょうか？



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare